

東京信用保証協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

東京信用保証協会（以下「協会」という。）は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設置されている法人で、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 中小企業者又はこれらの組織する組合が、銀行その他の金融機関から資金の貸付又は給付を受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証

イ 中小企業者が発行する社債のうち、銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証

ウ 前項に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達成するために必要な業務

(2) 都との関係

都は、協会が行う保証債務履行の事業に対して、表1のとおり、平成17年度89億5,634万余円、平成18年度87億7,124万余円の補助金を交付し、信用保証の事業に対して、表2のとおり、平成17年度9,992万余円、平成18年度1億551万余円の負担金を交付している。また、東京都中小企業制度融資の預託金として、表3のとおり、平成17年度563億4,900万円、平成18年度501億2,200万円を新たに貸し付けており、平成18年度末における貸付残高は、1,504億1,800万円となっている。

なお、協会の設立以降、平成12年度までに合計で129億1,954万余円を出えんしている。

2 組織

協会は、事務所を中央区八重洲二丁目6番17号に置き、役員19名（理事長1名、専務理事1名、常務理事2名、理事12名、監事3名）（うち非常勤役員10名）及び職員670名で、2本部2室8部11支店をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成19年11月7日及び同月16日

(2) 協会 平成19年11月8日、同月12日から15日まで

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における実績は、表1、表2及び表3のとおりであり、事業実績報告書を中心に監査を行い、対象事業の執行状況や経理状況について関係書類等を確認した結果、事業は目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 補助実績

(単位：千円)

| 対象事業（補助要綱等） | 補助対象額 | 補助額 | 補助率等 |
|--|-----------|-----------|--------------------|
| 概要・実績等 | | | |
| 1 東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金 (東京都中小企業制度融資保証債務履行補助金交付要綱) | | | |
| 中小企業の資金需要に対する保証促進及び中小企業金融の円滑化を図ることを目的とする。 | | | 代位弁済した額から保険金等を除いた額 |
| ○平成17年度 | 平成17年度 | 平成17年度 | |
| 代位弁済時補助 3,249件 3,537,482千円 | 8,956,347 | 8,956,347 | |
| 通常償却時補助 2,696件 2,554,083千円 | | | |
| 5年償却時補助 2,591件 2,864,782千円 | | | |
| ○平成18年度 | 平成18年度 | 平成18年度 | |
| 代位弁済時補助 2,646件 2,770,497千円 | 8,771,249 | 8,771,249 | |
| 通常償却時補助 2,178件 2,107,195千円 | | | |
| 5年償却時補助 3,275件 3,893,556千円 | | | |
| ※通常償却…債務者が死亡、解散、法的整理等により回収不能となった求償権を会計上損金処理するもの | | | |
| ※5年償却…代位弁済後、5か年を経過した求償権を会計上損金処理するもの | | | |

- ・信用保証制度… 協会が信用保証を承諾し金融機関から融資を受けた中小企業者が、その借入金の返済ができなくなった時、協会が中小企業者に代わって金融機関に支払う仕組み(代位弁済)を信用保証制度という。なお、中小企業者は、融資が実行された際に所定の保証料を支払わなければならない。

(表2) 負担実績

(単位：千円)

| 対象事業（要項等） | 信用保証料 | 保証料負担額 | 負担割合 |
|--|-------------------|-------------------|--|
| 概要・実績等 | | | |
| 1 東京都中小企業制度融資信用保証料負担金 (東京都中小企業制度融資要項) | | | |
| 制度融資を利用する中小企業者に対して、信用保証料補助を実施することにより、金利等負担軽減を図ることを目的とする。 | | | ・経営一般は保証料率のうち0.1%相当 ・災害復旧は保証料の全額 ・企業再建は保証料の1/2 ・平成17年度マイク融資(会計情報)は保証料率のうち0.2%相当 |
| ○平成17年度 1,692 件 99,490千円 | 平成17年度 868,639 | 平成17年度 99,490 | |
| ○平成18年度 1,789 件 105,469千円 | 平成18年度 897,737 | 平成18年度 105,469 | |
| 2 小規模企業向長期資金融資信用保証料負担金 (東京都中小企業制度融資要項) | | | |
| 施設改善に資することを目的とした融資を利用する小規模企業及び組合に対して、信用保証料補助を実施することにより、金利等負担軽減を図ることを目的とする。 | | | ・保証料の1/2 ・従業員数が基準以下の場合には保証料の2/3 |
| ○平成17年度 20 件 437千円 | 平成17年度 666 | 平成17年度 437 | |
| ○平成18年度 2 件 47千円 | 平成18年度 71 | 平成18年度 47 | |
| 平成17年度合計 | 869,305 | 99,927 | |
| 平成18年度合計 | 897,808 | 105,516 | |

(表3) 貸付実績

(単位：百万円)

| 対象事業（契約件名） | 融資目標額 (保証承諾実績) | 貸付金額 | |
|---|------------------------------------|------------------|------------------------|
| 概要等 | | | |
| 1 東京都中小企業制度融資 (東京都中小企業制度融資要項) | | | |
| 中小企業の金融円滑化を図るため、各種融資制度を設け融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、中小企業の資金使途に応じて低利な資金を供給することを目的とする。 | | | 融資目標額及び金利等に基づき算定した貸付金額 |
| | 平成17年度 1,750,000 (1,835,687) | 平成17年度 56,349 | |
| | 平成18年度 1,750,000 (1,997,944) | 平成18年度 50,122 | |